

○伊豆の国市市民提案型パートナーシップ事業実施要綱

平成26年3月31日告示第54号

一部改正 平成27年3月27日告示第38号

一部改正 平成30年2月19日告示第20号

一部改正 令和3年3月2日告示第25号

(目的)

第1条 この要綱は、協働事業提案団体と市が協働で行う伊豆の国市市民提案型パートナーシップ事業（以下「パートナーシップ事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定め、市民協働によるまちづくりを推進し、市民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(提案主体の要件)

第2条 パートナーシップ事業は、自発性、公益性及び非営利性のある市民活動を行う団体（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、市民活動団体、ボランティアグループ、自治会等（以下「NPO等」という。）をいう。）で、次の要件を満たすものからの提案に基づき実施する。

- (1) NPO等を構成する者の数は、5人以上であること。
- (2) NPO等の運営に関する定款、規約、会則等を有すること。
- (3) 会計処理が適切に行われていること。
- (4) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 宗教の教義を広め、儀式等を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするもの

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするもの

ウ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

エ 特定非営利活動促進法第12条第1項第3号に規定する団体

(パートナーシップ事業の要件)

第3条 パートナーシップ事業は、次の全ての要件を満たす事業とする。

- (1) 公益的又は社会貢献的な事業であって、パートナーシップ事業を提案するNPO等と市が協働で取り組むことによって、市民福祉の向上が期待できること。

- (2) 市単独での実施に比べ、協働での実施がより大きな効果を期待できること。
- (3) その主たる効果が伊豆の国市内において生ずること。
- (4) 次のアからエまでのいずれにも該当しないこと。

ア 営利を目的とするもの

イ 国、地方公共団体、公共法人又は公益法人等これらに類する団体からの助成を受けているもの

ウ 宗教上の教義や信者の教化育成等に関わるもの

エ 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対する主張等に関わるもの

オ 公序良俗に反するもの

(事業期間)

第4条 パートナーシップ事業は、その実施が年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）内に完了するものでなければならない。ただし、事業開始年度から起算する3年度を限度として、同一目的の事業を継続することができる。

(負担金)

第5条 市長は、パートナーシップ事業を実施する団体に対し、予算の範囲内で、20万円を限度として、その事業の遂行に直接要する費用の全部又は一部に相当する額を負担金として交付することができる。ただし、次の各号に掲げる費用を除く。

- (1) 団体の構成員に対する人件費及び謝礼
- (2) 団体の構成員に対する交通費及び宿泊費（市長が特に必要と認めるものは除く。）
- (3) 会食費（事業費総額の5パーセントを超えない範囲における、事業活動中の水分補給及び軽食に係る費用は除く。）
- (4) 備品購入費（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数が3年未満のものは除く。）
- (5) 団体の経常的な運営管理費
- (6) 上記各号に定めるもののほか、市が負担することが適当でないと市長が認める費用

2 前項の負担金の額は、事業ごとに、市長が定める。

3 第1項の負担金は、伊豆の国市補助金等交付規則（平成17年伊豆の国市規則第

33号) 第18条第2項の規定に基づき、NPO等の求めに応じて前金払いすることができる。

(パートナーシップ事業の提案)

第6条 パートナーシップ事業を提案しようとするNPO等(以下「提案団体」という。)は、市長が別に定める期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップ事業申込書(様式第1号)
- (2) パートナーシップ事業提案書(様式第2号)
- (3) パートナーシップ事業収支予算書(様式第3号)
- (4) 団体概要書(様式第4号)
- (5) 誓約書(様式第5号)
- (6) 定款、規約、会則等
- (7) 役員・会員名簿
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 提案団体は、同一年度内に、2以上の提案をすることができない。

3 提案団体は、前年度以前のパートナーシップ事業において採択された事業がある場合は、同じ内容の事業を再提案することができない。ただし、第4条の規定に基づき継続する事業については、この限りでない。

(事前協議)

第7条 提案団体は、書類提出後、市長が指定する日までに市の関係課と事業内容、役割分担等についての協議(以下「事前協議」という。)を行わなければならない。

2 提案団体は、事前協議によりパートナーシップ事業の内容を変更しようとするときは、当該変更後のパートナーシップ事業に係る前条第1項第1号から第3号までに掲げる書類を、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(審査)

第8条 市長は、提案されたパートナーシップ事業の公益性、必要性、協働による相乗効果等について書面審査(事前協議を行った市の関係課の意見を踏まえたものとする。以下「審査」という。)を行うものとする。

2 市長は、審査の結果について、速やかに提案団体に通知するものとする。

(パートナーシップ事業の決定)

第9条 市長は、審査により選定された提案事業のうちから、パートナーシップ事

業を決定し、速やかに当該提案団体に通知するものとする。

(パートナーシップ事業の実施)

第10条 前条の規定による決定を受けてパートナーシップ事業を実施するNPO等

(以下「事業実施団体」という。)及び市は、その実施に当たっての基本的事項、役割分担、個人情報保護等について明示した協定を締結するものとする。

2 事業実施団体及び市の関係課は、双方が協力してパートナーシップ事業の進行管理を行うとともに、随時情報交換を実施するものとする。

3 市長は、必要に応じて、事業実施団体に対し、当該パートナーシップ事業の状況報告の聴取及び調査を行うことができる。

(パートナーシップ事業の変更、中止等)

第11条 事業実施団体は、前条の規定により実施するパートナーシップ事業を変更

し、又は中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 事業実施団体は、パートナーシップ事業が予定の期間内に完了する見込みがないとき、若しくは完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(事業報告)

第12条 事業実施団体は、パートナーシップ事業が完了したときは、完了の日から

20日以内に様式第6号によるパートナーシップ事業実施結果報告書及び様式第7号によるパートナーシップ事業収支決算書を市長に提出しなければならない。

2 事業実施団体は、第5条第3項の規定に基づく前金払いを受けて事業を実施したときは、前項の収支決算書を市長に提出後、速やかに負担金の精算をしなければならない。

3 市がパートナーシップ事業に係る事業報告会等を開催する場合には、事業実施団体は、これに協力しなければならない。

(庶務)

第13条 パートナーシップ事業に関する事務は、市民協働の推進担当課において行

う。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第4条にただし書を加える改正規定及び様式第6号の改正規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。